

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新																				
料金表 通則 (略) 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 (略) 第2類 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td> 1 削除 2 (略) 3 音声利用 I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5ー1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係る I P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。 </td></tr> <tr> <td>(3) ~ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	1 削除 2 (略) 3 音声利用 I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5ー1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係る I P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。	(3) ~ (略)	(略)	(5)		料金表 通則 (略) 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 (略) 第2類 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td> 1 削除 2 (略) 3 音声利用 I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り。）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5ー1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係る I P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。 </td></tr> <tr> <td>(3) ~ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(5)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	1 削除 2 (略) 3 音声利用 I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り。）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5ー1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係る I P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。	(3) ~ (略)	(略)	(5)	
区 分	内 容																				
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)																				
(2) 契約料の適用に関する特例	1 削除 2 (略) 3 音声利用 I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5ー1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係る I P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。																				
(3) ~ (略)	(略)																				
(5)																					
区 分	内 容																				
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)																				
(2) 契約料の適用に関する特例	1 削除 2 (略) 3 音声利用 I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り。）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5ー1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係る I P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。																				
(3) ~ (略)	(略)																				
(5)																					
第2表 工事に関する費用 第1 削除 第2 工事費 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ~ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(8)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ~ (略)	(略)	(8)		第2表 工事に関する費用 第1 削除 第2 工事費 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ~ (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(8)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ~ (略)	(略)	(8)									
区 分	内 容																				
(1) ~ (略)	(略)																				
(8)																					
区 分	内 容																				
(1) ~ (略)	(略)																				
(8)																					

新旧対照

旧		新	
(9) 工事費の減額適用	(略)	(9) 工事費の減額適用	(略)
(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費は適用しません。 ア ～ （略） エ	(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費は適用しません。 ア ～ （略） エ オ <u>音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者からその契約の解除の通知と同時に、メニュー 5－1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3 のものに係る I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、その申込みに係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。</u> <u>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P 通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</u> <u>カ 前項において、I P 通信網契約者から(6)欄に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は I P 通信網契約者に負担していただきます。</u>
(11) 初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定	(略)	(11) 初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定	(略)

新旧対照

旧	新
附 則（令和元年５月７日西企営第18号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） 3 西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項の規定にかかわらず、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型の取扱いについては、次のとおりとします。 (1) ⅠＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型に係る端末設備の廃止の通知と同時に、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型を提供します。 (2) 別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるⅠＰ通信網サービスに係る契約者から品目の変更の請求（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン３への変更に限ります。なお、その場合、当社が別に定める規約の解除があったものとみなします。）と同時に、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型を提供します。 (3) 音声利用ⅠＰ通信網サービス契約約款における第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります。）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン３のものに係るⅠＰ通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型を提供します。 （略）	附 則（令和元年５月７日西企営第18号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） 3 西企営第24号（平成23年５月20日）の附則第２項の規定にかかわらず、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型の取扱いについては、次のとおりとします。 (1) ⅠＰ通信網契約者から無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型に係る端末設備の廃止の通知と同時に、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型を提供します。 (2) 別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるⅠＰ通信網サービスに係る契約者から品目の変更の請求（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン３への変更に限ります。なお、その場合、当社が別に定める規約の解除があったものとみなします。）と同時に、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型を提供します。 (3) 音声利用ⅠＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者からその契約の解除の通知と同時に、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン３のものに係るⅠＰ通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のⅠ型を提供します。 （略）

新旧対照

旧	新
附 則（令和 5 年 7 月 30 日企営第 155500000089 号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） 3 （略） 4 音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります。）に係る契約者から第 2 種契約の解除の通知と同時に、メニュー 5—1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3 のものに係る I P 通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限りま す。）、その申込みに係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2—5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、I P 通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りであり ません。 5 前項に定める場合において、I P 通信網契約者から料金表第 2 表第 2 (6) に定める割増 工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用 される額は I P 通信網契約者に負担していただきます。 （略）	附 則（令和 5 年 7 月 30 日企営第 155500000089 号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） 3 （略） 4 削除 5 削除 （略）
	附 則（令和 6 年 8 月 27 日企営第 1555000000431 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 西企営第 18 号（令和元年 5 月 7 日）の附則第 3 項第 3 号を次のとおり改めます。 (3) 音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者からその契約の解除の通知と同時に、メニュー 5—1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3 のものに係る I P 通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置の I 型又は無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の I 型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置の I 型又は無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の I 型を提供します。 4 企営第 155500000089 号（令和 5 年 7 月 30 日）の附則第 4 項を「4 削除」に、第 5 項を「5 削除」に改めます。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
料金表 通則 (略) 第 1 表 (略) 第 2 表 工事に関する費用 第 1 工事費 1 適用		料金表 通則 (略) 第 1 表 (略) 第 2 表 工事に関する費用 第 1 工事費 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (7)	(略)	(1) ～ (略) (7)	(略)
(8) 工事費の適用 除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、 工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) タ	(8) 工事費の適用 除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、 工事費の支払いを要しません。 ア ～ (略) タ チ 第 2 種サービス（プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係 るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用している もの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づ き提供されるものに限り、）に係る契約者からその契 約の解除の通知と同時に、第 1 種契約の申込みがあり、当 社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者 回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の 場所と同一となる場合に限り、）の、その契約者回線 の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交 換機工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費につい ては適用しません。 ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事 を行う必要がないと当社が判断した場合であって、第 1 種 契約者からその場所における当社による工事の請求があ った場合は、この限りではありません。 ツ 前項において、第 1 種契約者から(6)欄に定める割増工事 費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事 費として加算して適用される額は第 1 種契約者に負担し ていただきます。
(9) 工事費の減額 適用	(略)	(9) 工事費の減額 適用	(略)

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 6 年 8 月 27 日企営第 155500000431 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照**

旧	新
附 則（令和元年５月７日西企第18号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） 3 （略） 4 前項の規定にかかわらず、ルータ機能付IP電話対応装置のⅠ型（プラン１に係るものに 限ります。）、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のⅠ－１型（プラン １に係るものに限ります。）及びⅠ－２型の取扱いについては、次のとおりとします。 (1) （略） (2) （略） (3) 約款に定める第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、 当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります。）に係る契約者から第２種契 約の解除の通知と同時に、ⅠＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１の 100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のものに係るⅠＰ通信網サービス 並びに約款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限り ます。）の申込み、及びルータ機能付ⅠＰ電話対応装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルー タ機能付ⅠＰ電話対応装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承 諾した場合、ルータ機能付ⅠＰ電話対応装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付Ⅰ Ｐ電話対応装置の基本装置のⅠ－１型又はⅠ－２型を提供します。 （略）	附 則（令和元年５月７日西企第18号） （実施期日） 1 （略） （経過措置） 2 （略） 3 （略） 4 前項の規定にかかわらず、ルータ機能付IP電話対応装置のⅠ型（プラン１に係るものに 限ります。）、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置のⅠ－１型（プラン １に係るものに限ります。）及びⅠ－２型の取扱いについては、次のとおりとします。 (1) （略） (2) （略） (3) 約款に定める第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供 されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係る もののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が 別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者から第２種契約の解 除の通知と同時に、ⅠＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１の100Mb/sの プラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のものに係るⅠＰ通信網サービス並びに約 款に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。） の申込み、及びルータ機能付ⅠＰ電話対応装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付 ⅠＰ電話対応装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場 合、ルータ機能付ⅠＰ電話対応装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ⅠＰ電話対 応装置の基本装置のⅠ－１型又はⅠ－２型を提供します。 （略）
	附 則（令和６年８月27日企第15550000431号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和６年９月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料 金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 西企第18号（令和元年５月７日）の附則第４項第３号を次のとおり改めます。 (3) 約款に定める第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供さ れるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るも ののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別 に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者から第２種契約の解除 の通知と同時に、ⅠＰ通信網サービス契約約款に規定するメニュー５－１の100Mb/sのプ ラン５、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン３のものに係るⅠＰ通信網サービス並びに約款 に定める第１種サービス（プラン１のタイプ２のメニュー１に係るものに限ります。）の 申込み、及びルータ機能付ⅠＰ電話対応装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付Ⅰ Ｐ電話対応装置の基本装置のⅠ型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場 合、ルータ機能付ⅠＰ電話対応装置のⅠ型又は無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ⅠＰ電話対 応装置の基本装置のⅠ－１型又はⅠ－２型を提供します。

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新												
料金表 通則 (略) 第 1 表 料金 (重複掲載料及び付帯サービスに関する料金を除きます。) 第 1 類 基本料金 (略) 第 2 類 通信料金 (略) 第 3 類 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td>次の場合には、2 (料金額) にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ (略) カ</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2 (料金額) にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ (略) カ	料金表 通則 (略) 第 1 表 料金 (重複掲載料及び付帯サービスに関する料金を除きます。) 第 1 類 基本料金 (略) 第 2 類 通信料金 (略) 第 3 類 手続きに関する料金 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 手続きに関する料金の適用</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 契約料の適用に関する特例</td><td>次の場合には、2 (料金額) にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ (略) カ キ <u>音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス (別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り、又は第 2 種サービス (プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り、) に係る契約者からその契約を解除すると同時に、光回線電話の提供を受ける契約を締結するとき、(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、)</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 手続きに関する料金の適用	(略)	(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2 (料金額) にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ (略) カ キ <u>音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス (別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り、又は第 2 種サービス (プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り、) に係る契約者からその契約を解除すると同時に、光回線電話の提供を受ける契約を締結するとき、(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、)</u>
区 分	内 容												
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)												
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2 (料金額) にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ (略) カ												
区 分	内 容												
(1) 手続きに関する料金の適用	(略)												
(2) 契約料の適用に関する特例	次の場合には、2 (料金額) にかかわらず、契約料は適用しません。 ア ～ (略) カ キ <u>音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第 1 種サービス (別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り、又は第 2 種サービス (プラン 2 のタイプ 2 のメニュー 1 に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限り、) に係る契約者からその契約を解除すると同時に、光回線電話の提供を受ける契約を締結するとき、(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、)</u>												
第 2 表 工事に関する費用 第 1 工事費 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (5)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (5)	(略)	第 2 表 工事に関する費用 第 1 工事費 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (略) (5)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (5)	(略)				
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (5)	(略)												
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (5)	(略)												

新旧対照

旧		新	
(6) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～（略） ケ	(6) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア ～（略） ケ コ <u>音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款における第１種サービス（別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）又は第２種サービス（プラン２のタイプ２のメニュー１に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているもの又は別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者からその契約の解除の通知と同時に、光回線電話の提供を受ける契約を締結した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費については適用しません。</u> <u>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、第１種契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。</u> サ <u>前項において、光回線電話契約者から第２表第１の１に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は光回線電話契約者に負担していただきます。</u>
		附 則（令和６年８月２７日企第１５５５００００４３１号） （実施期日） １ この改正規定は、令和６年９月１日から実施します。 （経過措置） ２ この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	